

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年10月27日付け答申第137号)

1 事案の概要

H28. 2.23 異議申立人

知事（実施機関）に対し、次のとおり開示請求

「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（2014/03/07）（以下「新通知」という。）の作成過程で、熊本県が認定審査会資料を環境省職員に提示するにあたって作成された下記の文書。

- ① 担当職員が当該資料を提示することの許可を求めた伺い書（以下「本件開示請求1」という。）
- ② 当該資料を環境省に提示することを担当者に指示した指示書・命令書（以下「本件開示請求2」という。）
- ③ 当該資料を環境省に提示することを決定した会合の議事録・会議録、会合参加者の名簿（当該資料の提示を決定した者、提示の責任者がわかるもの）（以下「本件開示請求3」という。）

H28. 3. 7 実施機関

本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定

H28. 4.15 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て

H28. 9.29 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第178号）

2 当事者の主張の趣旨

（1）異議申立人

- ・ 本件不開示決定を取り消して、開示を求める。
- ・ 新通知作成に資するために認定審査会資料を環境省に提示するという、熊本県政の今後に重大な影響を与える行為に関しての一切の行政文書を作成・取得せず、水俣病審査課長の独断による「口頭でのやりとり」で済ませていたということは、「国の施策等に関する分析および提案に関する事項」について、行政文書を作成しなければならないと明記している「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」に違反するものである。
- ・ 認定審査会資料は、申請者個人だけでなく、その家族も含めた病歴、居住歴、喫食歴等のきわめてデリケートな個人情報が集積された資料であり、熊本県個人情報保護条例第12条により、個人情報の保護について慎重な取扱いが義務付けられ、環境省職員からの審査会資料の照会があったというのならば、担当職員は、その使用目的、閲覧範囲等を確認し、「使用目的若しくは使用方法の制限その他の個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置を講ず」る義務があった。

(2) 実施機関

① 本件開示請求1及び2について

環境省から水俣病審査課長へ口頭で閲覧の申し出があり、水俣病審査課長から同課職員へ口頭で指示があったため。

② 本件開示請求3について

認定審査会資料を環境省に提示することを決定するような会合は開いていないため。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

認定審査会資料の閲覧は環境省から県水俣病審査課長へ口頭で申出があり、その対応について課長が担当職員に口頭で指示を行った。担当職員は課長の指示に従って閲覧に対応し、環境省職員が依頼する同資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていったという実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。また以上の状況から提示を決定した会合は開いていないという説明も首肯でき、本件請求に係る行政文書はいずれも存在しないとする実施機関の説明は首肯しうるものと認められる。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成28年 9月29日（諮問第178号）
答申日	： 平成29年10月27日（答申第137号）
事案名	： 環境省が通知を策定するに当たり、熊本県が環境省に対して、熊本県資料を提示するに当たって作成した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、環境省が水俣病認定における総合的検討に関する通知を策定するに当たり熊本県が環境省に対して熊本県資料を提示するに当たって作成した文書について、平成28年3月7日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成28年2月23日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（2014/03/07）の作成過程で、熊本県が認定審査会資料を環境省職員に提示するにあたって作成された下記の文書。

- ① 担当職員が当該資料を提示することの許可を求めた伺い書（以下「本件開示請求1」という。）
- ② 当該資料を環境省に提示することを担当者に指示した指示書・命令書（以下「本件開示請求2」という。）
- ③ 当該資料を環境省に提示することを決定した会合の議事録・会議録、会合参加者の名簿（当該資料の提示を決定した者、提示の責任者がわかるもの）（以下「本件開示請求3」という。）

- 2 平成28年3月7日、実施機関は、本件開示請求に係る文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成28年4月15日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成28年9月29日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行っ

た。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 2013年4月16日の最高裁判決は、環境省が定めた認定基準に基づいた熊本県の認定審査を否定したため、蒲島知事自らが先頭に立ち、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（以下「新通知」という。）の策定に積極的に関わることを決定した。
- (2) 新通知作成に資するために認定審査会資料を環境省に提示するという、熊本県政の今後に重大な影響を与える行為に関しての一切の行政文書を作成・取得せず、水俣病審査課長の独断による「口頭でのやりとり」で済ませていたということは、「国の施策等に関する分析および提案に関する事項」について、行政文書を作成しなければならないと明記している「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」に違反するものである。
- (3) 熊本県職員は一定期間で担当が変わるが、県政行為の意思決定や施策過程に関する文書が残っていなければ、適切な引継ぎは不可能であり、県政の継続性・連続性を保つことはできない。
- (4) 蒲島知事自身が県政の重要課題と位置付ける水俣病認定問題について、口頭でのやり取りのみで済ませ、その結果報告もないようなおざなりな作業を進めていたとは、到底信じられるものではない。
- (5) 認定審査会資料は、申請者個人だけでなく、その家族も含めた病歴、居住歴、喫食歴等のきわめてデリケートな個人情報が集積された資料であり、熊本県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第12条により、個人情報の保護について慎重な取扱いが義務付けられ、環境省職員からの審査会資料の照会があったというのならば、担当職員は、その使用目的、閲覧範囲等を確認し、「使用目的若しくは使用方法の制限その他の個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置を講ず」る義務があった。
- (6) 熊本県職員は、本県請求の当該文書を隠匿しているのであり、速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求1及び2について

環境省から水俣病審査課長へ口頭で閲覧の申し出があり、水俣病審査課長から同課職員へ口頭で指示があったため。

(2) 本件開示請求3について

認定審査会資料を環境省に提示することを決定するような会合は開いていないため。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 資料提示の経緯について

実施機関は、本件開示請求の文書の不存在について、第4のとおり説明している。当審査会が、環境省職員に資料を提示するに至った経緯について実施機関に対し詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

- ① 認定審査会資料の閲覧は、県から環境省に申し入れたものではなく、環境省特殊疾病対策室から県水俣病審査課長（以下「課長」という。）に口頭で申出があり、課長がその対応について担当職員に口頭で指示し、環境省職員が資料を閲覧したものである。
- ② 閲覧の目的は、水俣病認定における総合的検討のあり方について具体化するためと聞いていた。個人情報保護条例第8条第2項第7号に規定する個人情報を実施機関以外の者に提供することができる場合に該当すると判断し、新通知策定に協力するという知事の意向を受け、協力の一環として認定審査会資料の閲覧に対応した。
- ③ 担当職員は課長の指示に従って、閲覧場所を確保し、当日は、環境省職員が依頼する認定審査会資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていった。

2 本件不開示決定の妥当性について

上記1のとおり、認定審査会資料の閲覧は環境省から課長へ口頭で申出があり、その対応について課長が担当職員に口頭で指示を行った。担当職員は課長の指示に従って閲覧に対応し、環境省職員が依頼する同資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていったという実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。また以上の状況から提示を決定した会合は開いていないという説明も首肯できる。

したがって、担当職員が認定審査会資料の提示について許可を求めた文書、提示することを担当者に指示した文書、提示することを決定した会合

の議事録は作成しておらず存在しないとする実施機関の説明は首肯しうるものと認められる。

よって、本件開示請求に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は等審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
会長職務代理者 原島 良成
委 員 立石 邦子
委 員 井寺 美穂
委 員 末松 恵美

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 9月29日	・ 諮問（第178号）
平成28年12月 6日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成29年 1月16日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成29年 4月18日	・ 審議
平成29年 5月16日	・ 審議
平成29年 6月20日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、実施機関からの説明聴取及び審議
平成29年 7月18日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 9 年 8 月 1 5 日	・ 審 議
平成 2 9 年 9 月 1 9 日	・ 審 議